

市税等の徴収員について

【内容】

市税等の滞納整理について、一部事務組合を導入するようなことも耳にします。また、徴収員に、各市町村職員の OB を雇ってはどうか。OB なら即戦力になると思います。滞納整理にスピード感をもって対応してください。

【回答】

現在、県と県下市町村が協力し、滞納整理に取り組むために、和歌山地方税回収機構（仮称）を平成 18 年 4 月設立に向けて協議を進めております。

和歌山地方税回収機構へは、県市町村から滞納処分等の経験がある職員を派遣します。なお、徴税吏員は「市町村長若しくはその委任を受けた市町村吏員をいう」（地方税法第 1 条 3 号）と規定されており、地方自治法第 172 条に規定する吏員であることを要します。

また、現行、田辺市は市町村合併を行ったところで、職員数の削減を検討している状況でもありますので、市職員 OB の方を採用する状況にはございませんのでご理解の程よろしくお願いいたします。

（担当：税務課）